⑵　技術評価点が同点の場合の優先交渉権者特定方法　技術評価点が最も高い者が複数者いる場合、下記の①から③の順で優先交渉権者を特定するものとする。
①　説明書に示す課題１の得点が高い者
②　説明書に示す課題２の得点が高い者
③　該当者にくじを引かせて優先交渉権者を決める。くじの実施方法等については、別途通知する。

⑶　優先交渉権者の特定結果等の通知方法、時期　優先交渉権者に特定した者には、特定結果及び見積合せの日時を令和３年５月26日（予定）に書面にて通知する。
ただし、新型コロナウイルス感染症の流行状況や参加申請の状況等によっては、特定結果の通知時期を延期する場合がある。その際は、別途参加者へ通知する。

⑷　優先交渉権者の特定後、技術協力業務の見積合せ及び契約締結を行う。

⑸　技術協力業務の契約締結後速やかに、説明書に示す基本協定の締結を行い、その後基本協定に基づき技術協力業務を実施した後に建設工事の価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合は、建設工事の見積合せ及び契約締結を行う。
交渉が成立しなかった場合は、交渉不成立とし次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては、建設工事の価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、技術協力業務の契約締結及び建設工事の価格等の交渉を行う。

⑹　技術提案の履行に関する事項　受注者の責めにより、技術提案内容が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、違約金及び指名停止等の措置を講じることがある。
ただし、技術提案の設計等において、発注者と協議のうえで、発注者が技術提案を不履行とする旨を指示した場合、又は施工条件の変更、災害等により受注者の責めに帰すことができない理由による技術提案の不履行については、この限りではない。

⑺　その他詳細は、説明書による。

７　発注者綱紀保持対策について
農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規程第９条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。
発注者綱紀保持対策の詳細は、当省のホームページ（https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf）による。
（不当な働きかけ）
①　自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
②　指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
③　自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
④　公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
⑤　公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
⑥　公表前における発注予定に関する情報聴取
⑦　公表前における入札参加者に関する情報聴取
⑧　その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

８　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

⑵　契約保証金
①　建設工事　納付（保管金の取扱店　日本銀行仙台支店）
ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。
ア　利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行仙台支店）
イ　金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　東北農政局）
また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
②　技術協力業務　納付（保管金の取扱店　日本銀行仙台支店）
ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行仙台支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　東北農政局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは履行保証保険契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。

⑶　技術提案書の無効　参加資格確認申請書及び確認資料並びに技術提案書に虚偽の記載をした者の技術提案書は無効とする。

⑷　技術提案書作成の留意事項　技術提案書の作成にあたっては、本公示手続に参加しようとする他の技術提案書提出者と技術提案の内容等について、いかなる相談・協議等を行ってはならない。これに違反した場合は、本公示手続に係る優先交渉権者として特定しないものとする。

⑸　配置予定技術者の確認　優先交渉権者の特定後、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）」等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定技術者の変更に伴う競争参加確認申請書の差替えは認められない。
また、優先交渉権者は、建設工事の契約締結までに、配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことを確認できる資料を提出するものとする。

⑹　手続における交渉の有無　有

⑺　契約書作成の要否　要

⑻　建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を建設工事の請負契約の相手方との随意契約により契約を締結する予定の有無　有

⑼　関連情報を入手するための照会窓口　上記３の⑵の①に同じ。

⑽　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２の⑴③又は④に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記４の参加資格確認申請書及び確認資料の提出及び上記５の技術提案書の提出を行うことができるが、上記６の⑶に示す優先交渉権者の特定結果通知の日において、上記２の⑴③及び④に掲げる双方の一般競争参加資格の認定を受けていなければならない。

⑾　電子入札について
①　電子入札方式による手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則的に行わないものとするが、本公示手続の参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更できるものとする。
②　電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。
③　電子入札方式に係る運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例」（東北農政局ホームページ：https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/densi.html）によるものとする。

⑿　出来高部分払方式　建設工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合は、短い期間で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⒀　詳細は、説明書による。

９　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : UCHIDA Yukio, Director General of Tohoku Regional Agricultural Administration Office

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Minase dam intake works, The Naruse Minase agricultural irrigation project

⑷　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 11 : 30 A.M., 1 February, 2021

⑸　Contact point for tender documentation : IMAIZUMI Hirokazu Contract Section, Accounting Division, Administration Department, Tohoku Regional Agricultural Administration Office, 3―3―1 Honcho Aoba-ku Sendai city Miyagi prefecture 980―0014, Japan. TEL 022―263―1111 ex. 4032